

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	
開催日時	令和5年1月6日	開始時刻 10時00分 終了時刻 11時30分
開催場所	枚方市役所第3分館（旧市民会館） 3階 第3会議室	
出席者	会長：大西委員 副会長：富岡委員 委員：奥田委員、枝村委員、岡本委員、玉野委員、仲委員、平林委員、宮原委員	
欠席者	遠藤委員、高田委員	
案 件 名	【案件】 (1) 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画に基づく令和3年度の施策の進捗状況について (2) 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画における令和4年度のひとり親家庭への取り組みについて	
提出された資料等の名称	資料1 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画令和3年度事業進捗一覧（案） 資料2 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画における令和4年度のひとり親家庭への取り組みについて 参考資料1 令和4年度児童福祉専門分科会 委員一覧	
決 定 事 項	第4次計画における令和3年度事業の進捗確認及びひとり親家庭への取り組みについて確認し、第4次計画における各事業の取り組みにつなげることとした。	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	0人	
所管部署 （事務局）	枚方市役所 子ども未来部 子ども青少年政策課	

## 審 議 内 容

### 【大西会長】

定刻になりましたので、ただいまより令和4年度第1回枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開催いたします。

本日は今年度の第1回目ということですので、委員の皆様の中には、前委員から交代し、初めてご出席いただく方もおられるということです。後ほど事務局から委員の紹介をいただいた上で、審議へと入っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の案件については、本分科会において答申し、令和3年3月に枚方市で策定されました第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画における令和3年度の進捗状況についてなど、2件の案件を予定しております。皆様から忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

なお、本日は午前11時30分までに終了したいと考えておりますので、委員の皆様にはスムーズな進行にご協力をお願いいたします。

しかしながら、闊達な貴重なご意見を頂戴したいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から本分科会の委員及び事務局職員についてご紹介をお願いします。

### 【事務局】

本日はお忙しい中お集りいただきまして、誠にありがとうございます。事務局を担当しております、子ども青少年政策課課長の小篠でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、子ども未来部長の横尾よりご挨拶申し上げます。

(子ども未来部部長よりあいさつ)

それでは、続きまして、本日の分科会が今年度初めての開催であり、新たに就任された委員もいらっしゃいますので、改めて会長も含めまして、順にご紹介をさせていただきます。

(委員紹介)

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきますが、令和4年4月1日付で市役所の組織を改編する機構改革がございました。事務局におきましても、名称や組織体制に変更がございましたので、簡単にご説明させていただきます。

深刻化、複合化する子どもや家庭が抱える課題に対する企画・立案機能の強化、あるいは相談支援体制の充実を図るため、子どもの育ち見守りセンターと子ども未来部を統合の上、子どもの育ち見守りセンターを子どもの育ち見守り室に改編し、同室の内部組織として、子ども相談課、子ども支援課を設置し、ひとり親家庭等に係る相談に関する業務は子ども相談

課が所管いたします。児童福祉施策の企画及び調整に関する業務は、引き続き、子ども青少年政策課が所管いたします。

それでは、出席しております職員を、市の機構順にご紹介させていただきます。

(事務局紹介)

**【大西会長】**

ありがとうございます。皆様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、事務局から委員の出席状況及び資料の確認のほうをお願いいたします。

**【事務局】**

本日の委員の出席状況ですが、出席委員は8名で、枚方市社会福祉審議会条例第7条3項の規定に基づき、本分科会が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

**【大西会長】**

それでは、本日の議題へと入っていきたいと思います。

まず案件の1としまして、第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画に基づく令和3年度の施策の進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局から、案件1について説明)

**【大西会長】**

ただいま事務局より、案件1についての説明がありました。令和3年度の進捗状況ということでした。この件につきまして、何かご質問やご意見等ございましたらお願いします。

**【宮原委員】**

今すべての報告を聞いて、ICT化などで情報が伝わりやすく、今の世代の人にはうれしいことだなと思いました。気になったのは、資料1の57ページ、人権啓発事業についてですが、取組実績の中に内訳として、関係者団体の参加人数が18人や2人で、一般市民は4人とあるのですが、このような講演会を実施するときの啓発はどのようにしているのでしょうか。

**【大西会長】**

事務局、いかがですか。

**【事務局】**

市の広報やホームページ等々でのご案内をさせていただいたところでございます。その中で関係している、例えば母子寡婦福祉会等への情報提供などで実際の開催につながったというところがございます。

**【宮原委員】**

知ってほしい市民の参加人数が4人というのは残念だったなと思ってお聞きしました。

例えば、今日もご出席いただいている民生委員・児童委員会のほうで、枚方市で約500人からいる委員の研修内容で毎年何をしようかと必ず考え込んでいます。その研修にこのようなことを載せて啓発したほうが、枚方市内全域にいる委員たちに伝わりますし、そこから目も行き届くように少しはなると思うので、少し手法を変えてみたらいかかなと思いました。

**【事務局】**

ありがとうございます。ぜひ参考にさせていただきまして、取り入れるところは取り入れさせていただきたいと思います。

**【大西会長】**

そうですね。一つの事業で、全体の参加人数は24人なんですね。

**【宮原委員】**

一般市民が4人というのは、せっかくしてくださったのにちょっと残念だったなと思いました。

**【大西会長】**

ひとり親に限らずですが、最近是一般に広報しても参加者が非常に少ないですよ。主催者側としては躍起になって、どのようにして参加者を集めたらいいかということで困っていることがあります。特に母子家庭に関しては、気軽なお茶飲みですよというような会を開いたとしても、なかなか集まってもらえないというような状況があります。広く広報することによって、そういう広がりの中からいろいろな問題に対応していくことができると思います。ぜひとも、いろいろなところで広報していただき、母子、父子の福祉推進委員が対象ですが、一般市民も対象ということになるのであれば、もっと周知する必要はあるのかなと思います。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

**【岡本委員】**

やはりこの推進委員さんというのはご高齢の方が多いです。我々としても若いお母さん方に出席していただきたいので、ぜひ参加してくださいと頑張っているのですが、なか

なか出席率が良くありません。今の推進委員さんもある程度高齢になってきていますので、やはり若い人にこういう研修を受けていただき、これからの人生を考えていただける立場となればいいかなと思っているので、今後ともまた若いお母様方にぜひ参加のほうを呼びかけていきたいと思っております。

#### 【大西会長】

よろしくお祈いします。  
ほかにございませんか。

#### 【富岡副会長】

今のお話にも関わると思うのですが、例えばラインをうまく活用されているということもありましたが、なかなか来ていただけないといったときに、いろいろな意味でお忙しいということもあるのか、あるいはなかなか来にくいということもあるのかなとは思いますが、会場に来ていただくということもありますけれど、やはり知っていただくということがまず目的になるのだらうと思ひます。

特に先ほどお話にも出ていた若いお母様方といったときに、例えばこのような講演会などをユーチューブ配信するなどです。いろいろなツールがある中で、いわゆる自分で見れるというような、入り口の部分の広がりとしては伝わりやすいあるいは関わりやすいユーチューブなどをうまく活用していただくということも一つあるのかなということをお思ひました。もし何かご検討いただくことがあれば、よろしくお祈いいたします

#### 【枝村委員】

資料の34ページの弁護士の法律相談というのが相談者1人に対して、1年度に弁護士は1回と書いています。私はNPO法人で相談員をやっているのですが、調停などは自分で弁護士を頼むということをしていない方もかなりおられます。市の無料相談などで一度先に相談することを案内していますが、調停は結構長引くときもあります。1回ではなかなか進まないで、年に1回というのはシングルマザーの相談者にとっては苦しい状況だと思ひます。

別れたときは子どもが小さな赤ちゃんで、DVで逃げるように別れておられるのに、子どもが大きくなってから子どもの父親のほうから面会交流を求める調停を起こされると、面会交流の在り方というものもあるのですが、子どもにとっては見知らぬおじさんでしかない父親に対して、調停員のほうから面会交流は必要だから面会しなさいというような方向へ流されると、どうしても恐怖があります。子どもも一回面会したらもう嫌だと言って、面会交流をやめたいというような相談も受けます。こういった場合に、なかなか一筋縄では調停がいかないということがあり、年1回の相談ではとても難しいのではないかと感じています。こういった法律相談の制度を有効に活用する方法を検討していただきたいと思ひます。

面会交流の話と連動するのですが、他県の相談員が受けた相談事例で、最近では面会交流あ

りきの方向で調停されることがあると、DV の場合はものすごく大変な状況になり、子どもが拒否するのでどうしたらいいですかという相談がきたときに、子どもが拒否した段階で親がいくら面会交流を求めたとしても、それは子どもにとって児童虐待になるんだという認識で相談を受けており、複雑な状況になってきています。ですので、面会交流やいろいろな養育費の制度なども含めて、子どもを中心に、子どもがどう望んでるのか、どういう心境で言っているのかというような観点からも相談を受けていただきたいと思います。

**【大西会長】**

はい、ありがとうございます。いくつか問題を指摘していただいているのですが、弁護士の相談というのは、これは1回だけの相談ですよ。

**【事務局】**

34ページの取組の1につきましては、人権政策室と広聴相談課のほうで1年度に弁護士相談が1回ということとされていると聞いております。また、35ページの6の養育費支援事業でも弁護士相談の取り組みがあり、そちらは40件という実績をあげさせていただいています。これは子ども相談課のほうでさせていただいてる弁護士相談の分で、原則は1回としておりますが、必ずしも1回というわけではございません。

こちらの弁護士相談については、本日お越しの玉野委員にお願いしているものですが、すごく人気があり、1人の方に何度も相談していただくというのは難しい部分もあります。そのため、先に母子・父子自立支援員が弁護士相談をする前に相談されたい内容をお聞きして、整理をしてから弁護士相談につなぐという形を基本とさせていただいておりますので、そういった形で弁護士相談も有効に活用いただきたいと思います。

**【大西会長】**

ありがとうございます。

この制度において、取り組み1の法律相談の実施では1回に設定し、取り組み6の養育費支援事業のほうでは複数回というようになっているということですか。

**【事務局】**

原則では1回とさせていただいておりますが、必ずしも1回というわけではございません。

**【大西会長】**

枝村委員がおっしゃったのは、調停ということになってきたときに、複数回の相談をするというようなことですね。

理解の仕方としては、調停に関しては、ご本人がご依頼をされるということになるわけですよ。それとはまた違うということですか。

**【事務局】**

調停の具体的な相談になると、確かにこの6番の取り組みの中でも最後まで行かないという部分があります。

**【玉野委員】**

そうですね。法律相談は何回も繰り返しても、事態が動いてなければ回答としては同じになるので、あまり年に1回だからだめだとは思ってはおりません。例えばご本人が調停されているのであれば、1回か2回調停が出てきて、今こうなっていますがどうしたらいいですかと相談があり、もう1回相談を受けるというのはあり得るのかなと思います。どうしても相談しないといけないということは、おそらく代理人が入ったほうがいい案件ではあるので、依頼をされたほうがいいのかなどは思います。そのときに費用の問題があると思いますが、法テラスの費用の援助というのがあり、資力によっては償還が免除されたりします。月々5千円程度から返していけばよいなど、基本的には10万円台ですみますので、二、三年以内に返せる程度の費用で依頼をできるようにはなっています。法律相談で、ご自身でしようと思ひ、何回相談を重ねても難しいのであれば、もう依頼にさせていただいたほうがいいのかと思います。

今おっしゃっていただいた件に関しては、相談してそこで解決することに関しては助言、アドバイスで終わっていますが、やはり依頼をしたいということであれば、紹介機関ではないので、個別に依頼の連絡があるということになります。ほかに私のほうから別の弁護士さんや近い弁護士さんを紹介することもあります。本人でここまでやっているのであれば費用的にも本人でやってみたら大丈夫ですよということもありますので、ケース・バイ・ケースかなと思います。

先ほど、枝村委員のおっしゃっていただいた案件などは、相当難しいので依頼されて、きちんとDVの主張や心理的な状況などを主張するような方向にされたほうがいいかと思ひます。

**【大西会長】**

ありがとうございます。

枝村委員、よろしいでしょうか。

**【枝村委員】**

はい。

**【大西会長】**

やはり面会交流の話というのは、子どもを中心に考えて、これもケース・バイ・ケースでDVの状況などいろいろあると思いますので。ただ、今おっしゃったように面会交流ありきという一つの方法というのは、そのケースによっての状況がありますので、それはやはりしっ

かりと押さえて、母親、父親、子どもの三者の関係がきっちりと把握された上での話にもなってくると思います。風潮的に面会交流ありきのようになっているのかもしれませんが、やはりケースを大切に運営されるべきかと。またそういうような案件があれば、対応していかないといけないということは思います。

ほかに何かございますか。

**【宮原委員】**

10ページの留守家庭児童会室の入室や放課後児童健全育成事業についてですが、私ども地域活動をしている者に、児童に放課後の学校を開放し、そのときに委託事業であったり、任意であったりするのですが、人を1人配置するという説明があったのですが、児童数の多い学校と少ない学校と極端にありますよね。児童数に関係なく人の配置は1名なのでしょうか。

**【大西会長】**

1人というのはどういうことでしょうか。

**【宮原委員】**

お世話役というか、放課後に見守っている人を1名配置するという説明をいただきました。児童数に関係なく1名となると、懸念されることも多くあります。枚方市で一番児童数の多い校区に住んでおり、非常に気になったものですからお伺いしたところでございます。

**【大西会長】**

事務局、いかがでしょうか。

**【事務局】**

申し訳ありません、本日は担当課のほうがお出席しておらずお答えしにくい部分がありますが、おしゃっただいているのは来年度から始まる総合型の事業ということでしょうか。

**【宮原委員】**

そうです。

**【事務局】**

今回の分科会でそのようなご意見が出たということで、皆様にきちんとして説明をするように、担当課にお伝えさせていただきます。

**【宮原委員】**

はい、お願いします。

**【大西会長】**

実は、私はこの放課後事業のほうの委員長をやっております。

今お聞きした内容につきまして、1人ということはないと思います。いわゆる事業委託をしますので、その委託側のところが何名かを配置という形になるかと思えます。

**【富岡副会長】**

今会長がおっしゃったように、委託業者や事業者のほうで、例えばその現地に合わせて、様々な取組をするような人数のバランスですとか、あるいはそういうことが対応可能な事業者という形で、審査のポイントにはなっていくかと思えますので、1人ということはないかと思えます。ただそのときの難しさというのはやはりありまして、例えばその日に何人来るかというのは予測がつかないというのはありますので、そのときに柔軟に対応できるような組織体制というのがあるのかなど、その辺は審査の対象にはなっているかと思えます。

**【宮原委員】**

分かりました。ありがとうございます。

**【大西会長】**

またよろしくお願いします。

ほかにございますか。

**【玉野委員】**

38ページの取り組み名1の児童扶養手当の件ですが、これは支給要件としては、離婚成立というところになるのでしょうか。

**【事務局】**

児童扶養手当につきましては、現時点でひとり親家庭の方という形になってまいります。ただ、離婚等で調停等をされている場合には、調停をしているという第三者的な調停の呼び出し状をもって一定ひとり親という確認をさせていただきますので、この手当に該当するという形になります。ただし、調停をしておらず、まだ話合いがついていなくて、別々に住んでるという場合につきましては対象にはならないという形を取っております。（後刻、発言訂正あり）

**【玉野委員】**

ありがとうございます。調停中であれば出るというのであれば、一定そこで切るというのはあり得るのかなと思うのですが、相談の中で、もう1年も2年も別居中で、話合いをしているのかしていないのか分からないのですが、なかなか手当もいただけないことについての相談などもあります。法的対応を取れば支給は受けられるということでしょうか。

**【事務局】**

調停中でなくても、例えば弁護士さんなどにご相談されている場合であっても、児童扶養手当の支給対象にはさせていただきます。

その際は、必ず弁護士相談をしているということで、弁護士の方の証明をいただくという形を取ることができるということで、国のほうで定められた基準に基づいて対応をさせていただきます。なかなか離婚の方は短期間で決まらず、長期間に有する場合がありますかと思しますので、その場合にはこちらのほうとしましても、そういうところにご相談していただいたりという形を勧めさせていただきます。（後刻、発言訂正あり）

**【玉野委員】**

分かりました。法的な相談ではないので、市役所に聞いてくださいと伝えているのですが、いただけない、断られましたみたいと言われる方が多く、条件としてどうなっているのかなというのは気になっておりお伺いしました。

**【事務局】**

今別居されてるという形で、住民票も別になってるだとか、そういう様々な条件はございます。（後刻、発言訂正あり）

**【玉野委員】**

分かりました。ただ、別居が長期にわたっていたら受け取れるということであれば、問題ないと思います。

**【事務局】**

そうですね。条件をクリアすれば、支給させていただきますので、こちらのほうにご相談やご連絡がある際にも、離婚が成立していなくても手続きを取っていただくと支給することが可能ですというお話はさせていただきます。（後刻、発言訂正あり）

**【玉野委員】**

わかりました。ありがとうございます。

**（発言の訂正内容）**

※上記、事務局の発言内容につきましては、児童扶養手当に係る手続きの内容ではなく、児童手当に係る内容の説明となっております。児童扶養手当は、離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当であることから、離婚が成立しなければ支給できない制度となっております。一方、児童手当は子どもと生計が同一の養育者に支給されることから、離婚協議中であっても、一定の要件を満たしていれば、申請

いただき、支給することができる制度となっています。

**【大西会長】**

ありがとうございます。

それでは、1の案件につきましては、以上ということにさせていただきます。

それでは、次に案件2の第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画における令和4年度のひとり親家庭の取組について、事務局より説明をお願いします。

(事務局から、案件2について説明)

**【大西会長】**

ありがとうございます。

ただいま、事務局から案件2についての説明がありました。

ご説明に対して、ご意見やご質問がありましたらお願いしたいと思います。

**【仲委員】**

すみません、先ほど唐突にひとり親応援ガイドから説明されましたが、最初にこの資料の図を見ていて何をおっしゃっているのか分かりませんでした。これは市のホームページから入っていきますよという大前提を最初にご説明いただきたいです。ラインも活用していません、市のホームページからアクセスしてこのページに行きますよという、まず大前提がないと、我々にこの図を見せられても、何をお伝えいただいているのかなと最初に思いました。最後のページを見て、これは市役所のサイトにアクセスし、そこから入っていくものだと理解いたしました。

この資料一つにしてもそうですが、この枚方市のラインアカウントの友達登録してくださいという通知を私は全く知りません。ツイッターはやっておりますので、市長のツイッター情報は入ってきます。そういうのが全くないと、今日の説明からしても、やはり物事を広げていくときに、まず大前提としてこういうものがありますよという形で入っていただきたいなと感じました。

もう1点お伺いしたいのが、枚方市のラインアカウントは今全体で友達登録されてる方は枚方市民で何人ぐらいいらっしゃるのかなということお聞きしたいなと思います。

**【大西会長】**

いかがでしょう。

**【事務局】**

枚方市全体でのラインの登録者数というのが、現時点で把握しておりません。申し訳ありません。ただ、枚方市の公式ラインというのがありまして、このひとり親相談ラインでいい

ますと、別のアカウントとなります。

**【仲委員】**

このひとり親のところですね。枚方市の公式ラインでは何人ぐらいが登録されているのでしょうか。

**【事務局】**

枚方市の公式ライン全体で9万3千人ほどの登録者数となっております。

**【仲委員】**

ホームページ一つにしてもそうですが、SNSなどを見ることができない方は広報であるとか、もう一段進んだ周知徹底をやっていただかないと広がっていかないかなと思います。せっかく令和4年度から良い施策をされていると思いますので、アピールの仕方や、説明の順序などをお考えいただいて、進めていただければと思います。

**【事務局】**

ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおり、この二つの施策が開始するというので、利用していただいた方に関しては、満足いただいている部分というのはあると思います。ただ、まずこのページに届くかどうかというのが本当に課題だなどは感じております。

**【仲委員】**

先ほどの説明の中でも、最初にこのようなホームページがありますと聞いていると、我々も説明を聞きながら、見ようと思ったら見れるじゃないですか。

例えばこの説明一つにしてもそうですが、せっかく委員が来てやっているのでもそういう説明の仕方でもよかったのではないかと思います。

**【事務局】**

ありがとうございます。そうした視点でもって、これからもどうしたら届くか、伝わるかというのは考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

**【富岡副会長】**

いろいろな取り組みをしていただいているということで、ありがとうございます。今の仲委員のお話とも関連するとは思いますが、例えばこういう窓口を広げるということの目的は、やはり実際に対面で相談するところにつなげるということですよ。ラインの登録者数を増やしたいとか、そういうことではないのだらうと思います。そこをきっかけにして、対面なりの相談へ具体的に結びつけていくというようなことなのだらうと思います。そのよう

な目的があり、その一つの手段としてラインというものをツールとして活用しましたということであると理解はしているのですが、そういったときに、ラインというものも一つありますが、SNSは日々いろいろなものが増えていき、特に若い世代はラインよりもインスタグラムであるとか、その辺のほうが見やすかったりするということがあるんですよね。

目的がはっきりしていれば、アピールの仕方はそれぞれのツールに合わせた方法があると思います。例えばインスタであれば、キャッチーな部分と分かりやすい表現をして、来ていいんだよということをアピールする。そういう意味では、例えば「ひとり親」というキーワードも、実はどうなんでしょうか。若い世代には「ひとり親」というキーワードは浸透してるのかどうかというようなこともあるんですよね。そういう意味では、ハッシュタグで「ひとり親」というものが入っていれば、そこからつながっていけるとか、そういうツールの活用の仕方について、意味合いやツールごとによって対応を変えてみるということも一つあるのかなと考えました。

先ほどの枝村委員のお話とも関係するのかなと思いますが、やはりしんどいと言える方はいいんですよね。支援はないのかなと自分でできる方はそれでいいのですが、やはり問題なのは、なかなかできない方が問題なのだろうと思います。なかなか言えない、あるいはどうしたらいいんだろうということに留まってしまったり、そこで足踏みをしてしまう方が問題なんだろうと思います。そうすると、やはり対面のところは、例えば電話につながるといっても、やはりどうしていいのかわからない、あるいは面倒くさい、あるいはわからないからそこでとどまってしまったり、でも実は深刻な案件を抱えているといったときに、SNSだけではなく、対面の相談にどうつないでいけるのかということ、またそのつなげる戦略というもののこのツールがうまくマッチしてくると連続性が出てくるのかなというようなことを感想として思いました。

#### 【大西会長】

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

#### 【宮原委員】

私はこども食堂をやっているのですが、母子家庭の方が来られて、「親は2人いるんです」と言われたことがあります。市のホームページにアクセスするときに、ひとり親というページは知っていたんですね。「でもこの子に親は2人いるんですよ」と私に話しかけられたんです。今、現状としてお父さんと別居しているけど、そのときにすごくひとり親という表現に抵抗があるというので、そうかもしれないけど、今あなたの現状で必要な情報が入ってるから、それを活用して少しでもゆっくり暮らせるようにとか、いろんな手当があるだろうから、こだわった意味は分かるけれどもと言いましたが、当事者にしたら切実な声だったかなと思いました。でも窓口につなぐのに、的確な表現の方法がないんですよね。

**【大西会長】**

この「ひとり親」というのも、考え方によれば、私たちの使ってる行政用語であるし、専門用語です。今、「ひとり親」というのは定着しつつありますけれども、母子、父子というものの総称になってきて、今度はシングルマザーが出てきて、またそれも合わせての総称として、私たちが「ひとり親」と考えているということです。当事者の人はそんなことは関係ないんですよ。やはりそこがポイントだと思います。

また、今回の案件について、暮らしの手续と入っているのに、ひとり親と入っているのはおかしいのではないのでしょうか。暮らしの手续であれば、なぜここだけが一つ分かれているのかとなります。先ほどもありましたが、広く周知をしようと窓口を広げようとするなら、やはりできるだけハードルを低くするというのを考えないといけません。ひとり親というと、すごく高くなっていきます。ここはやはり、考える必要があるのかなと思います。生活をしているという観点をしっかり押さえて、できるだけハードルを低くして、先ほど副会長もおっしゃっていたように、きちんと対面の相談に結びつく入り口の段階、そこをしっかりとやらないといけません。我々は聖徳太子（しょうとくたいし）と読みますけども、「せいとくたこ」と読むというような話が一時期ある映画でありました。我々が驚くようなことでも、若い世代にとってはあまり違和感がないことなのであれば、相手の感覚で、入り口で物事を整理して取り組んでいかないとなかなか広がらないということになってきます。その辺について私も気になりました。

**【大西会長】**

ほか、いかがでしょう。

先ほどラインの登録数の話がありましたが、私もこの資料をもらったときに、入り口まで行くのですが、登録すると向こうで自分の情報が使われますよね。自分の情報が使われるので、やはりそこでストップしてしまいます。公式ラインと言われたときに、市民ではないので、登録していません。そうするとやはり広がらないし、逆にそこを超えない限り、中身は見えない。だから私はまだこの中を見ていません。見れないんです。

最近は様々なお店に行っても、ラインを利用して注文をさせるような形式のお店が増えてきており、ライン登録は非常に簡単ですが、登録するとダイレクトメールがたくさん入ってくるようになります。そうすると、やはり警戒感も出てくると思います。使い方についてもラインの場合は考えないといけないのかなと思います。インスタグラムなどを使うのもいいのかもしれないですけども。

**【大西会長】**

例えば仕事にうまく結びつけていくときに、公共職業安定所のほうもいろいろ行われていると思うのですが、平林委員、何かいい案はございませんか。

**【平林委員】**

利用していただくには、まず知っていただくのが先になります。知っていただき、利用していただく。来ていただかないと話になりません。今はオンラインでも職業相談なども行っておりますので、そういうものを使うということも一つかと思えます。顔も見れるというような状況であれば、少しは安心できるのではないかと思います。

**【大西会長】**

そうですね。少しタイムラグがあると分からないですが、オンラインであれば相手の顔が見えているわけですね。

**【平林委員】**

そうですね。

**【大西会長】**

はい、ありがとうございました。

奥田委員、何かありますか。

**【奥田委員】**

私は9万3千人分の1人なんだと今思ったのですけれども、枚方市の公式ラインに私も登録しています。

私はやはり民生委員なので、お年寄りとの関わりが多いのですが、お年寄りにこのラインなどをやっていただくのは少し難しいかなと思います。

**【大西会長】**

私もそろそろその域なので、もう無理であれば、学生や子どもにやってもらうのがやはり多くなります。

**【奥田委員】**

入る時点でとても入れないというか、そこが少しどうなんだろうかと思いました。

**【大西会長】**

ありがとうございます。

岡本委員、何かありませんか。

**【岡本委員】**

スマートフォンやタブレットで見たときに、ひとり親家庭というのを嫌がるお母さんが多いです。恐らくそういうお母さん方はラインではなさらないと思います。窓口としてはこう

いう物はすごく必要ですが、やはりこれからずっと遡っていき、最終的には対面での相談が必要だと思うのですが、ラインだけの相談で皆さん納得されるようなことはあるのでしょうか。対面であれば、自分の気持ちも訴えることもできますが、ラインなどだけでは、やはり知られるのが嫌だと言われる方もいるのではないかなと思います。もちろん必要ですが、やはり相談は対面でやっていただいたら良いかなと思います。

そしてやはり年配者は、本当にその操作がなかなかできないのが事実です。私たちもそうですけれども、そういう方々が必ずしも若いお母さんとは限りません。ご年配の方もいらっしゃると思いますので、まずは対面での相談というのを強くしていただいたほうが良いのではないかなと思っています。

ひとり親家庭というのであれ、それは地域には言わないでくださいとかね、インターホンは押しても名前も言わないでください、何々です、お邪魔いたしますという形で始めていただきたい、母子寡婦福祉会としてはそういうのも一切言わないでくださいという方も、それにこだわっていらっしゃる方もいらっしゃいますので。それはなるべく考えていただいたらいいかなと思います。

#### 【大西会長】

ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたように、納得された方は対面相談につながっていくと思います。自分がこの問題をなんとかしたいなと、モチベーションが上がってきますよね。どちらかという、ふーん、しんどいと思ってしまうと、やはり入っていけないですし、つながっていきません。案外そういう人のほうが孤立しているんですね。孤立してしまい、問題が解決できないというようなことになってしまう。そこへうまく相談へ結びついていけるような何か仕掛けを考えることが大切なのかなと思います。

#### 【事務局】

対面での相談というのは私たちも大事にしていることですので、ライン相談というのはあくまでも入り口であって、そこから対面相談につなげていくというところは本当に心がけているところです。ただ、本当に今は多様化していますので、離婚を考えている方が最初に相談に来られると、どんな制度があるんですかというご質問も多いので、そういう方にまず気軽に利用していただけるという部分で、ひとり親応援ガイドという自分の匿名性を確保しながらも、今の状況を入力していくと受けれる支援策が分かるツールは作らせていただきました。また、ライン相談というのは、高齢の方は難しいけれども、分かる方にしてみれば入りやすいツールであります。ライン相談を始めさせていただいたということで、多様な選択肢があるということが相談につなげていく中では大事かなということで、このような取り組みもスタートさせていただいているところです。

ライン相談を今までしていただいた中にも、やはり実際に話をしながらという部分で、対面相談につながった例というのはたくさんありますので、そういうところはこれからも心が

けてやっていきたいなと考えております。

「ひとり親」という単語自体が心のハードルになるということもお聞きして、周知をしていくときに、どのようにしたらそういう方がつながっていただけるか、どういう単語を使えばつながるのかなどをもっと考えていかないとはいけません。いろいろと考えるきっかけをいただいたと考えております。ありがとうございます。

**【大西会長】**

ほか、何かございますか。

**【枝村委員】**

先ほど岡本委員がおっしゃったように、シングルマザーにとって、意外と隣近所の聞こえというのを非常に警戒されるということはあります。職業支援をしたとしても、団体名を出さない、シングルマザーという団体名を書かないで個人名で送ってくださいということもあります。やはり周りに母子家庭であるということが分かると、防犯上非常に悪いからです。いろいろな荷物を送ってきてもらうときに、シングルマザーやひとり親、母子寡婦などそういう名前を出さないでほしい、防犯上危ないという理由は、かなり大きなウエイトを占めています。そういう意味で、警戒感が非常に高いです。

また、私どもの相談はホームページのお問い合わせ欄から入っていただき、相談内容を書いてくださいとあるので、ウェブ相談は非常に増えています。大抵スマホから入って来られるので、そういう意味では手軽です。そういうツールとして、ラインなどは非常に重要だと思うので、ツールを多様化しておくというのは重要かなと思います。いろいろな相談の方法、窓口を作って相談員と共に個別相談を開始していくという形にしていけば、個人情報の保護ということを踏まえても重要かなと思います。

**【大西会長】**

ありがとうございます。

最後に一つだけ、今このようなツールや、相談を受けるということの話が大半になってきているのですが、少し気になっているのは、相談を受ける側です。いわゆる母子寡婦福祉相談員について、相談員の研修や資質確保に関してはどのようにされているのでしょうか。その辺について、一度も語られていない気がしたものですから。

**【事務局】**

相談員としては大阪府の研修に、年に5回参加させていただき、必要な研修があればその都度申し出て参加させていただいています。12年目と11年目になる2名の母子父子自立支援員がおります。ほかの機関の方とも連携を取りながら、させていただいているような状況です。

**【大西会長】**

ありがとうございました。

やはり相談をしっかり受けていくためには、受ける側である相談員の資質というのも非常に重要かと思えます。母子の関係で調査をさせていただいたときに、相談員の方に相談しても話にならないということをおっしゃる母子の方もいらっしゃったりして、人によって違うということが全体的に見ても起こっているというのは、やはり資質の問題があるのだらうと思えます。資質の問題というのは、きちんとした研修制度を受けること、もっと大事なのは自主研修だと思えます。ケーススタディをしっかりされるということは非常に重要になってくると思えます。また、関係機関との連携の中での研修などもしっかりと受けていただき、対象者である母子家庭の方々を主体に考えていただき、支援のあり方や相談等もしっかりと押さえていただきたいと思います。今後ともよろしくお願ひします。

それでは案件2については、以上とさせていただきます。

最後にその他ということで、事務局のほうからございますでしょうか。

**【事務局】**

本日の資料等につきまして、ご不明な点等ございましたら、恐れ入りますが1月16日までに、メールや電話などによりまして、事務局の子ども青少年政策課までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、本日の会議録につきましては、事務局で案を作成した後、皆様にメール、または郵送でお送りさせていただく予定としております。

皆様にご確認いただいた後、その結果を会長と調整させていただき、決定したものをホームページで公表させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。事務局からは以上でございます。

**【大西会長】**

ありがとうございます。

本日は、委員の皆様から様々な貴重なご意見をいただきまして、事務局においては、今日の意見を踏まえ、現在進めていただいている第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画の効果的且つ効率的な、そして利用者であるひとり親を主体に考えたしっかりとした取組につなげていただきたいと思います。

では、以上をもちまして、令和4年度の第1回児童福祉専門分科会を終了いたします。

どうもありがとうございました。